

公益財団法人新産業創造研究機構と西脇市との連携協力
に関する協定書

公益財団法人新産業創造研究機構と西脇市（以下「両機関」という。）
は、相互の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両機関が包括的な連携のもと、地域産業の振興、環境配慮型社会の形成、安全・安心な地域社会の構築等の分野において相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 両機関は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 地域産業の振興及び発展に関すること。
- (2) 新産業の創造及び事業化支援に関すること。
- (3) 環境配慮型社会及び循環型社会の形成に関すること。
- (4) 安全・安心に暮らせる地域社会の構築に関すること。
- (5) 学術研究に関すること。
- (6) その他両機関が協議して必要と認める事項

（連携協議会）

第3条 両機関は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間内の連携協力事項の内容について評価を行い、両機関の合意により更新することができる。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、連携協力の細目その他必要な事項については、両機関が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、両機関記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 26年 11月 7日

公益財団法人新産業創造研究機構
理事長 大橋 忠晴

大橋 忠晴

西脇市

西脇市長 片山 象三

片山 象三

